

教育長	次 長	課 長	係



事務連絡
平成14年4月10日



各市町村（学校組合）教育委員会事務担当者 様
各県立学校事務担当者 様

高知県教育委員会事務局教職員課給与班

単身赴任手当受給職員の住居手当の取扱いについて

このことについては、平成14年1月15日付け13高教職第339号で通知しているところですが、平成14年度から持ち家についても、単身赴任手当受給職員（現に受給している職員を含む。）の留守家族である配偶者等が当該職員の所有に係る住宅（持ち家）に居住する場合には、住居手当が支給されますので、下記の点に留意してください。

なお、市町村（学校組合）教育委員会にあっては、管内の学校へも周知くださるよう、お願いいたします。

記

1 支給要件

- ・単身赴任手当の受給者であること
- ・当該自宅に居住しているとした場合に住居手当認定上の世帯主であること
- ・当該自宅に配偶者（配偶者のない職員の場合は、18歳未満の子供を含む。）が居住していること

※職員である配偶者が自宅住居手当の支給を受ける場合は、支給できません。

2 支給額

月額1,700円

3 届出様式

- ・第1号様式（平成14年4月1日改正）
自宅（住居手当の条項第1項第4号）の欄に記入してください。
- ・旧様式を使用する場合には、自宅（住居手当の条項第1項第2号）を自宅（住居手当の条項第1項第4号）に訂正して、届け出てください。

4 添付書類

- (1) 月額3,500円の自宅の住居手当の認定を受けていたものが、異動により引き続き同じ自宅に月額1,700円の住居手当の認定を受けようとする場合は、以前の当該職員に係る認定状況等を確認できる書類（認定済の住居届の写等）を添付することで、他の添付書類を省略することができます。
- (2) 単身赴任手当を受給している職員が、持ち家を新たに取得すること等により届出をする場合は、通常 of 自宅に係る届出同様に下記の添付書類が必要になります。
 - ・建物登記簿謄本等その所有に係る住宅であることを証明することのできる書類
 - ・自宅に居住する世帯全員の住民票
 - ・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は、職員及び世帯員の所得証明書等

5 施行日以前から要件を備えているものの取扱い

- ・「届出の理由」は、「1 新規（第1項第4号）」となります。旧様式を使用する場合は、届出の理由1新規の欄に、第1項第4号を追加し、記入してください。
- ・「届出の理由が生じた年月日」は、「平成14年4月1日」になります。
- ・添付書類は、上記4(1)に準じて取り扱ってください。